

第9章 関係法令等の抜すい

森 林 法（抄）

[昭和26年 6 月26日法律第249号]

（この法律の目的）

第1条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

(1) 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹

(2) 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

3 この法律において「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第10条第1号に規定する分収林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。

（承継人に対する効力）

第3条 この法律又はこの法律に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、森林所有者、権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者又は土地の所有者若しくは占有者の承継人に対しても、その効力を有する。

（地域森林計画）

第5条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、5年ごとに、その計画をたてる年の翌年4月1日以降10年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) その対象とする森林の区域

(2) 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(3) 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(4) 造林面積その他造林に関する事項

(5) 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

- (6) 公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
 - (7) 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
 - (8) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
 - (9) 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項
 - (10) 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項（前号に掲げる事項を除く。）
 - (11) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
 - (12) 保安林の整備、第41条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項
- 3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 第4条第3項の規定は、地域森林計画に準用する。
- 5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

（地域森林計画等の遵守）

第8条 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者は、地域森林計画に従つて森林の施業及び保護を実施し、又は森林の土地の使用若しくは収益をすることを旨としなければならない。

2 森林管理局長は、前条第1項の森林計画に従つて国有林を管理経営するよう努めなければならない。

（開発行為の許可）

第10条の2 地域森林計画の対象となつてゐる民有林（第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林並びに第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が行なう場合
 - (2) 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
 - (3) 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

(1) 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

(1)の2 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

(2) 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

(3) 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

4 第1項の許可には、条件を附することができる。

5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

6 都道府県知事は、第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(監督処分)

第10条の3 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第4項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

(適用除外)

第10条の4 この章の規定は、試験研究の目的に供している森林で農林水産大臣の指定するものその他農林水産省令で定める森林には適用しない。

(伐採及び伐採後の造林の届出等)

第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林（第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

(2) 第10条の2第1項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために

伐採する場合

- (3) 第10条の17第1項の規定による公告に係る第10条の15第1項に規定する公益的機能維持増進協定（その変更につき第10条の18において準用する第10条の17第1項の規定による公告があつたときは、その変更後のもの）に基づいて伐採する場合
 - (4) 第11条第5項の認定に係る森林経営計画（その変更につき第12条第3項において読み替えて準用する第11条第5項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）において定められている伐採をする場合
 - (5) 森林所有者等が第49条第1項の許可を受けて伐採する場合
 - (6) 第188条第3項の規定に基づいて伐採する場合
 - (7) 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林（次号において「普通林」という。）であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合
 - (8) 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合
 - (9) 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
 - (10) 除伐する場合
 - (11) その他農林水産省令で定める場合
- 2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。
- 3 第1項第9号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。（立入調査等）

第188条 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、森林所有者等からその施業の状況に関する報告を徴することができる。

- 2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入つて、測量又は実地調査をさせることができる。
- 3 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の森林に立ち入つて、標識を建設させ、又は前項の測量若しくは実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。
- 4 前2項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 6 国、都道府県又は市町村は、第2項又は第3項の規定による処分によつて損失を受け

た者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(不服申立て)

第190条 第10条の2、第25条から第26条の2まで、第27条第3項ただし書（第33条の3及び第44条において準用する場合を含む。）、第33条の2（第44条において準用する場合を含む。）、第34条（第44条において準用する場合を含む。）、第41条若しくは第43条第1項の規定による処分又は第28条（第33条の3及び第44条において準用する場合を含む。）に規定する処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合においては、審査請求をすることができない。

2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第22条の規定は、前項の処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

3 第4章の規定による都道府県知事の裁定についての審査請求においては、損失の補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

第206条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条の2第1項の規定に違反し、開発行為をした者
- (2) 第10条の3の規定による命令に違反した者
- (3) 第34条第2項（第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者
- (4) 第38条第2項の規定による命令（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずる部分に限る。）に違反した者

第208条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条の8第1項の規定に違反し、届出書の提出をしないで立木を伐採した者
- (2) 第10条の9第3項又は第4項の規定による命令に違反した者
- (3) 第31条（第44条において準用する場合を含む。）の規定による禁止命令に違反し、立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者
- (4) 第34条の2第1項（第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、届出書の提出をしないで択伐による立木の伐採をした者
- (5) 第34条の3第1項（第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、届出書の提出をしないで間伐のため立木を伐採した者

第210条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条の8第2項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第10条の8第3項又は第34条第9項（第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出書の提出をしない者
- (3) 第34条第8項（第44条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、都道府

県知事に届け出ない者

第212条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第205条から第210条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則[昭和49年5月1日法律第39号抄]

（開発行為に係る経過規定）

第5条 この法律の施行の際現に開発行為（新法第10条の2第1項の開発行為をいう。以下同じ。）を行なっている者は、当該開発行為について同項の許可を受けたものとみなす。

森 林 法 施 行 令 （抄）

[昭和26年7月31日政令第276号]

（開発行為の規模）

第2条の3 法第10条の2第1項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。

- (1) 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為当該行為に係る土地の面積1ヘクタールで、かつ、道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡張部分を除く。）の幅員3メートル
- (2) 太陽光発電設備の設置を目的とする行為当該行為に係る土地の面積0.5ヘクタール
- (3) 前2号に掲げる行為以外の行為当該行為に係る土地の面積1ヘクタール

森 林 法 施 行 規 則 （抄）

[昭和26年8月1日農林省令第54号]

（開発行為の許可の申請）

第4条 法第10条の2第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

- (1) 開発行為に係る森林の位置図及び区域図

- (2) 開発行為に関する計画書
- (3) 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
- (4) 許可を受けようとする者（独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）第1条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- (5) 開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）
- (6) 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類
（開発行為の許可を要しない事業）

第5条 法第10条の2第1項第3号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業とする。

- (1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- (2) 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）
- (4) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設及び同項第2号に規定する区画整理
- (5) 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する放送設備
- (6) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設
- (7) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設
- (8) 港湾法第2章の規定により設立された港務局が行う事業（前号に該当するものを除く。）
- (9) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第3条第1号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第6項に

規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。)の用に供する施設

- (10) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館
- (11) 航空法（昭和27年法律第231号）による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第2条第5項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの
- (12) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物（同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）
- (13) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- (14) 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定する工業用水道施設
- (15) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第5項に規定する一般自動車ターミナル
- (16) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業又は同項第11号の2に規定する配電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物
- (17) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業（第13号に該当するものを除く。）
- (18) 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設
- (19) 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第5条第2項第2号に規定する事業用施設
（適用除外）

第6条 法第10条の4の農林水産省令で定める森林は、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条の境内地（同条第2号及び第3号に掲げる土地を除く。）たる森林（保安林又は保安施設地区内の森林を除く。）とする。

2 森林所有者は、その森林につき法第10条の4の農林水産大臣の指定を受けようとするときは、指定申請書（2通）に図面を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を関係都道府県知事及び関係市町村の長に通知するものとする。

（伐採及び伐採後の造林の届出書の記載事項）

第8条 法第10条の8第1項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 伐採樹種
- (2) 伐採の期間
- (3) 集材の方法
- (4) 伐採又は伐採後の造林を委託する場合にあつては、その委託先
- (5) 伐採後の造林の方法別及び樹種別の造林面積
- (6) 伐採後に植栽する樹種別の植栽本数
- (7) 伐採後の造林に係る鳥獣害の防止の方法
- (8) 伐採後において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にあつて

は、その供されることとなる用途

(伐採及び伐採後の造林の届出)

第9条 法第10条の8第1項の届出書は、伐採を開始する日前90日から30日までの間に提出しなければならない。

2 前項の届出書は、伐採をする者と当該伐採後の造林をする者とは異なる場合には、これらの者が共同して提出しなければならない。

3 第1項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 届出の対象となる森林の位置図及び区域図

(2) 届出者（国、地方公共団体及び独立行政法人等登記令第一条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

(3) 届出の対象となる森林の伐採に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）

(4) 届出の対象となる森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

(5) 届出者が届出の対象となる森林の土地の所有者でない場合には、当該森林を伐採する権原を有することを証する書類

(6) 届出者が届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、市町村の長が必要と認める書類

4 前項第6号に掲げる書類については、次の各号のいずれかに該当する場合には、その添付を省略することができる

(1) 届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合

(2) 地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合

(3) 届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合

森 林 法 施 行 細 則（抄）

[昭和50年 1 月31日栃木県規則第 1 号]

（趣旨）

第 1 条 森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）の施行については、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「政令」という。）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）及び森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件（昭和37年農林省告示第851号。以下「告示」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（開発行為に係る森林の位置図及び区域図）

第 2 条 省令第 4 条第 1 号に規定する位置図及び区域図は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 位置図 法第10条の 2 に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）に係る森林の位置を明示した縮尺 5 万分の 1 以上の地形図
 - (2) 区域図 次の事項を明示した図面で縮尺 3 千分の 1 以上のもの
 - イ 開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し、又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下「開発対象地域」という。）及び開発行為に係る森林の土地の区域（以下「開発地区」という。）
 - ロ 開発対象地域及び開発地区を明示するのに必要な範囲内における市町村界又は市町村の区域内の町若しくは字の境界
 - ハ 開発対象地域及び開発地区に係る土地の地番及び形状
- （開発行為に関する計画書）

第 3 条 省令第 4 条第 2 号に規定する計画書の内容は、次のとおりとする。

- (1) 開発行為に係る事業又は施設の名称
- (2) 開発対象地域の面積
- (3) 現況図（地形、林況、開発対象地域の周辺の人家又は公共施設の位置を示す図面）
- (4) 流域現況図（流域の地形、土地利用の実態、河川の状況（河川の位置、開発行為に伴い増加する最大の流量を安全に流下させることができない地点の位置等）等を示す図面）
- (5) 利用計画図（切土、盛土、捨土等行為の形態別の施行区域の位置、法面の位置、施設又は工作物の種類ごとの位置及び残置し、又は造成する森林又は緑地の区域を示す図面）
- (6) 法面の断面図（法面の高さ、勾配、土質、施行前の地盤面及び法面保護の方法を示す図面）並びに切土、盛土又は捨土の工法及び土量
- (7) 防災施設等設計図（擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池等の構造を示す図面）及び設計根拠（仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記載すること。）

- (8) 建築物等の概要図
- (9) 残置する森林又は緑地の地番及び面積、造成する森林又は緑地の面積、植栽樹種、植栽本数等並びにそれらの維持管理方法（残置し、又は造成する森林又は緑地についての権原の取得状況を証する書類、地方公共団体等の間における保全に関する協定等を添付すること。）
- (10) 一時的利用の場合には、利用後の原状回復方法
- (11) 開発行為の施行工程（仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記載すること。）
- (12) 開発行為に係る事業の全体計画の概要及び期別計画の概要
- (13) 防災施設の維持管理方法（開発行為の完了後の維持管理方法についても記載すること。）
- (14) 前各号に定めるもののほか知事が必要と認める書類
（開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類）

第3条の2 省令第4条第6号に規定する開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類は、申請者に関する次に掲げる書類とする。

- (1) 資金計画書（前条の計画書に記載する場合には、当該計画書をもって代えることができる。）
- (2) 資金の調達方法に応じた資金の調達について証する書類（預金残高証明書、融資証明書等）
- (3) 法人の財務状況及び経営状況を確認できる資料（貸借対照表、損益計算書等）
- (4) 納税証明書
- (5) 事業経歴書
- (6) 定款（法人の場合に限る。）
- (7) 前各号に定めるもののほか知事が必要と認める書類
（開発行為の施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類）

第3条の3 告示により省令第4条の申請書に添付することとされる防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類は、開発行為の施行者のうち防災施設の設置に係るものに関する次に掲げる書類とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けたことを証する書類
- (2) 事業経歴書
- (3) 預金残高証明書
- (4) 納税証明書
- (5) 事業実施体制（職員数、主な役員及び技術者の氏名等）を示す書類
- (6) 開発行為に係る施行実績を示す書類（監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。）
- (7) 前各号に定めるもののほか知事が必要と認める書類
（工事着手届出）

第4条 法第10条の2第1項の規定により開発行為の許可を受けた者（以下「開発事業者」という。）は、当該許可に係る工事に着手したときは、遅滞なく工事着手届出書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

（標識の掲示）

第5条 開発事業者は、開発行為の許可を受けた日から工事完了の日まで開発対象地域に通じる主要な道路の付近で、かつ、当該許可に係る工事現場の見やすい場所に開発許可済標識（別記様式第2号）を掲示しなければならない。

（工事完了届出）

第6条 開発事業者は、当該許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、工事完了届出書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（開発行為の承継の届出）

第7条 開発行為に係る事業について開発事業者から当該事業を譲り受けたとき、若しくは開発事業者について相続があつたとき又は開発事業者たる法人が合併したときは、当該譲受人若しくは相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、遅滞なく開発行為地位承継届出書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 開発行為に係る事業の譲渡若しくは相続があり又は開発事業者たる法人の合併があつたことを証する書類

(2) 開発行為に要する資金及びその調達方法に関する書類

（開発行為の計画変更）

第8条 開発事業者は、許可を受けた開発行為に関する計画を変更しようとするときは、林地開発計画変更許可申請書（別記様式第5号）に第2条第2号に規定する区域図及び第3条に規定する計画書のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるもの（以下「変更図書」という。）を添え知事に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更をしようとするときは、この限りでない。

(1) 開発行為に係る事業又は施設の名称の変更

(2) 建築物等の概要図の変更

(3) 開発行為に要する資金の額又はその調達方法の変更

(4) 前3号に掲げるもののほか、森林の有する公益的機能を維持する上で支障がない軽微な変更として知事が定めるもの

2 開発事業者は、前項各号に掲げる変更をしたときは、速やかに、林地開発計画変更届出書（別記様式第6号）に変更図書を添え知事に提出しなければならない。

（災害発生の届出）

第9条 開発事業者は、開発対象地域内において災害が発生した場合は、直ちに必要な措置をとるとともに、災害発生届出書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（開発行為の一時中止又は廃止）

第10条 開発事業者が、開発行為を一時中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ開発行為一時中止（廃止）届出書（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 当該開発対象地域の現況を撮影した写真
 - (2) 一時中止しようとするときは、当該土地の保安に関する計画書
 - (3) 開発行為を廃止しようとするときは、廃止した後における当該土地の利用計画を示す図書
- （申請書又は届出書の経由及び提出部数）

第15条 法律、省令及びこの規則の規定により知事に提出する申請書又は届出書は当該申請又は届出に係る森林の区域を所管する環境森林事務所長又は森林管理事務所長を経由しなければならない。

2 前項の届出書の提出部数は、2部とする。